

行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について（概要）

内閣府大臣官房公文書管理課

特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第177号）の施行により、同施行令（平成26年政令第336号）を引用する行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に条ずれが生じたため、これを改正する。

<改正内容>

- ガイドライン「第10 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理」の「1 特定秘密である情報を記録する行政文書の管理」における「同令第12条第1項」を「同令第11条第1項」に改める。